

京都市情報公開・個人情報保護審査会答申情第21号の概要

請求内容	出勤簿
所管課	伏見区役所醍醐支所総務課
所管課の決定	公文書一部公開決定
審査会の結論	実施機関が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。
所管課の主張	<p>1 氏名コードは、職員ごとに付与される識別番号であり、人事、給与、福利厚生等の内部管理事務において使用され、健康保険証の被保険者番号、職員証の個人識別番号等にも使用されており、通常他人に知られたいくない情報である。</p> <p>2 特別休暇の取得状況については、職員本人の結婚、出産、病気の状況などいずれも利用目的を明らかにして取得される休暇等であり、休暇等の種類を公にすれば、職員の私生活が推測され、職員のプライバシーを侵害するおそれがある。</p>
不服申立人の主張	<p>1 請求した公文書は、対象職員が作成した文書類の真偽性、正当性を確認し、異議申立人の利益権利を保護するために必要と認められるものである。</p> <p>2 職員の職務の正当性を明らかにするために、職員のプライバシーの侵害がなされたとしても、公共の利益に属するものとして認容されねばならない。</p> <p>3 対象職員の地方公務員法違反容疑で分限免職処分と民事訴訟を提起する予定であり、職員のプライバシーよりも異議申立人の損害を回復する利益が上回る。</p> <p>4 本件処分を容認するとすれば、作成された公文書の真偽を判定するのが困難であり、処分庁は、有印公文書偽造、同行使の共同共謀正犯となるものである。</p>
審査会の判断	<p>1 本件公文書について 出勤簿は、氏名コード欄、氏名欄、年次休暇の付与日数欄、前年度からの繰越日数欄及びその合計日数欄等で構成されている。 また、各日付欄には、休暇等の取得状況が日単位で明らかになるように記載されているのが認められる。</p> <p>2 条例第7条第1号該当性について (1) 氏名コードは、当該職員が本人であることを証する情報の個人識別番号として使用されていることなどから、プライバシーを侵害するおそれがある。 (2) 休暇等の取得状況が記載された部分は、職員が市民のためにどのような働き方をしているのかを示す情報として、市民の正当な関心事であるといえる。 休暇等には、その種類が明らかになればその取得の前提となる職員の私生活が推測されるものと、推測され得ないものがある。年次休暇、夏季特別休務及び長期勤続者休務については、利用目的を明らかにしないで取得される休暇であることから、職員の私生活が容易に推測され得ないものと考えられる。 しかしながら、それ以外の休暇等については、職員本人の結婚、出産、病気の状況などいずれも利用目的を明らかにして取得される休暇等であり、休暇等の種類を公にすれば、職員の私生活が推測され、職員のプライバシーを侵害するおそれがある。</p> <p>3 なお、異議申立人は、条例第7条第1号ただし書に本件が該当していると主張しているように思われるが、その主張から判断する限り「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には該当しないものと認められる。</p>